

国立研究開発法人産業技術総合研究所安全衛生管理規程

制定 平成18年3月1日 17規程第90号

(13規程第59号の全部改正)

最終改正 平成30年10月31日 30規程第14号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織
 - 第1節 事業所等の安全衛生に係る組織（第7条－第14条）
 - 第2節 部門等の安全衛生に係る組織（第15条－第17条）
 - 第3節 研究所の安全衛生に係る組織（第18条－第20条）
- 第3章 労働災害予防（第21条－第24条）
- 第4章 教育訓練（第25条）
- 第5章 健康管理（第26条）
- 第6章 就業禁止及び制限（第27条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の安全衛生管理に関する基本的な事項を定めることにより、役職員等の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 別表第1の事業所等欄に掲げる事業所等をいう。
- 二 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。
- 三 部室等 部門等に、組織規則（26規則第6号）の定めるところにより置かれる部、室、チーム、研究チーム、研究グループ等をいう。
- 四 役職員等 役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいう。

（労働安全衛生法等との関係）

第3条 研究所、事業所等及び部門等における安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他安全衛生管理に関する法令（以下「関係法令等」という。）及び研究所が別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(安全衛生管理の原則)

第4条 研究所の安全衛生管理は、事業所等及び部門等ごとに行う。

(役職員等の責務)

第5条 東京本部、事業所及び支所の事業所長並びに研究拠点（つくばセンターを除く。）の所長（以下「事業所長等」という。）その他の安全衛生管理に係る業務を行う者は、法及び関係法令等で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における役職員等の安全と健康を確保するとともに、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 役職員等は、労働災害を防止するために必要な事項を守るほか、事業所長等その他の安全衛生管理に係る業務を行う者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力しなければならない。

(安全管理部)

第6条 安全管理部は、研究所の安全衛生管理に係る業務に対して支援、指導及び監督を行う。

2 安全管理部は、事業所長等その他の安全衛生管理に係る業務を行う者と密接な連携をとるよう努める。

第2章 組織

第1節 事業所等の安全衛生に係る組織

(総括安全衛生管理者)

第7条 事業所等に、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、別表第1の事業所等欄に掲げる事業所等の区分に応じ、それぞれ総括安全衛生管理者欄に掲げる者とする。

3 総括安全衛生管理者は、次条の総括安全衛生管理者補佐、第9条の安全衛生管理担当者、第10条の衛生管理者、第12条の作業主任者、第15条の基幹安全衛生管理者、第16条の安全衛生管理者、第17条の安全衛生主任者等を指揮し、次に掲げる業務を統括管理する。

一 役職員等の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 役職員等の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

4 総括安全衛生管理者は、第15条の基幹安全衛生管理者が管理する部門等の安全衛生管理に係る運営が著しく効率化、合理化に偏り、安全管理が軽視されているおそれがあると判断される場合、部門等の管理体制又は管理方法の改善について指導するものとする。

(総括安全衛生管理者補佐)

第8条 事業所等に、総括安全衛生管理者補佐を置く。

2 総括安全衛生管理者補佐は、当該事業所等の総括安全衛生管理者が、当該事業所等に勤務する者のうちから、指名する。

3 総括安全衛生管理者補佐は、総括安全衛生管理者の業務を補佐し、総括安全衛生管理者が

不在のときは、その職務を代理する。

(安全衛生管理担当者)

第9条 事業所等に、安全衛生管理担当者を置く。

2 安全衛生管理担当者は、当該事業所等の総括安全衛生管理者が、当該事業所等に勤務する者のうちから、指名する。

3 安全衛生管理担当者は、総括安全衛生管理者の指示により、安全衛生管理業務を指導又は実施する。

(衛生管理者)

第10条 事業所等に、法第12条第1項の規定により、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第10条に規定する者のうちから、当該事業所等の総括安全衛生管理者が指名する。

3 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の命を受けて、次の事項の衛生に係る技術的事項を管理する。

- 一 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- 二 施設、設備等の衛生上の改善に関すること。
- 三 衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- 四 衛生教育その他役職員等の健康保持増進を図るための措置に関すること。
- 五 衛生日誌等の記録の整備に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。

(産業医)

第11条 事業所等に、法第13条の規定により、産業医を置く。

2 産業医の職務等については、関係法令等に定めるもののほか、別に定める。

(作業主任者)

第12条 法第14条に規定する作業を行う事業所等に、作業主任者を置く。

2 作業主任者は、関係法令等で定める資格を有する者のうちから、当該作業を行う事業所等の総括安全衛生管理者が指名する。

3 作業主任者は、総括安全衛生管理者の命を受けて、関係法令等で定める事項を行う。

(安全衛生委員会)

第13条 事業所等に、安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会は、当該事業所等における安全衛生管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して事業所長等に対し意見を述べる。

3 安全衛生委員会の組織その他の運営に必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第14条 安全衛生委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。この場合において、安全衛生委員会は、当該事業所等が属する東京本部又は研究拠点の他の事業所等の安全衛生委員会と協議し、合同して専門委員会を組織することができる。

2 専門委員会は、当該事業所等の安全衛生に係る専門的な事項を調査審議し、その事項に関して事業所長等又は安全衛生委員会に対し意見を述べる。

3 専門委員会の組織その他の運営に必要な事項は、別に定める。

第2節 部門等の安全衛生に係る組織

(基幹安全衛生管理者)

第15条 部門等に基幹安全衛生管理者を置き、部門等の長をもって充てる。この場合において、

基幹安全衛生管理者が、出張、休暇、事故その他の事由により不在のときは、当該部門等に属する者がその職務を代行することができる。

2 基幹安全衛生管理者は、当該部門等に所属する職員等が勤務する事業所等（以下「所属事業所等」という。）の総括安全衛生管理者、衛生管理者等と連携し、当該部門等の安全衛生管理に係る業務を行う。

3 基幹安全衛生管理者は、所属事業所等に危険若しくは健康障害の原因となるおそれのある施設、設備等を設置し、変更し、又は廃止する場合は、あらかじめ当該事業所等の総括安全衛生管理者に協議しなければならない。

4 基幹安全衛生管理者は、所属事業所等において前項の施設、設備等の使用を開始し、若しくは中止し、又は危険若しくは衛生上有害となるおそれのある業務を開始し、若しくは中止する場合は、あらかじめ当該事業所等の総括安全衛生管理者に通知しなければならない。

(安全衛生管理者)

第16条 所属事業所等が複数ある場合には、基幹安全衛生管理者が勤務しない事業所等に、安全衛生管理者を置き、当該部門等に属する者であって、当該事業所等に勤務するものうちから、基幹安全衛生管理者が指名する。

2 安全衛生管理者は、前条第2項の業務を行う。

3 第1項の場合において、安全衛生管理者が、出張、休暇、事故その他の事由により不在のときは、当該部門等に属する者であって、当該事業所等に勤務するものが、その職務を代行することができる。

(安全衛生主任者)

第17条 部室等に安全衛生主任者を置き、部室等の長をもって充てる。

2 前項の規定によるほか、当該部室等が所属する事業所等が複数ある場合には、第1項の安全衛生主任者が勤務しない事業所等ごとに安全衛生主任者を置き、当該部室等に所属する者であって、当該安全衛生主任者が勤務しない事業所等に勤務するものうちから、基幹安全衛生管理者が指名する。

3 安全衛生主任者は、基幹安全衛生管理者又は安全衛生管理者の命を受けて、当該部室等における安全衛生管理に係る次の事項を行う。

一 施設、設備及び作業方法に係る労働災害防止の措置に関すること。

二 安全装置、保護具その他危険防止又は健康障害防止のための設備又は器具の定期的点検及び整備に関すること。

三 作業の安全衛生についての教育及び訓練に関すること。

四 発生した労働災害の原因の調査及び対策の検討に関すること。

五 安全衛生活動において実施した作業の記録に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に関すること。

- 4 第1項及び第2項の場合において、安全衛生主任者が出張、休暇、事故その他の事由により不在のときは、当該部室等に属する者であつて、当該安全衛生主任者が勤務する事業所等に勤務するものがその職務を代行することができる。

第3節 研究所の安全衛生に係る組織

(安全衛生連絡会議)

第18条 研究所に、安全衛生連絡会議を置くことができる。

- 2 安全衛生連絡会議は、安全衛生委員会相互の間の連絡及び研究所の安全衛生管理に関する重要な事項について調整、協議等を行う。

(専門委員会連絡会議)

第19条 研究所に、専門委員会連絡会議を置くことができる。

- 2 専門委員会連絡会議は、専門委員会相互の間の連絡及び研究所における安全衛生に係る専門的な事項について必要な調整、協議等を行う。

(専門部会)

第20条 研究所に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、安全管理部長の諮問に応じ、研究所の安全衛生、環境、防災等に関する専門的な事項を審議調査し、及び答申する。

第3章 労働災害予防

(労働災害防止措置)

第21条 事業所長等は、次に掲げる危険を防止するために、当該事業所等において必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険に関すること。
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険に関すること。
- 三 電気、熱、電子線その他のエネルギーによる危険に関すること。

- 2 事業所長等は、次に掲げる健康障害を防止するために、当該事業所等において必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

- 3 事業所長等は、役職員等を就業させる当該事業所等の建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養及び清潔に必要な措置その他役職員等の健康保持に必要な措置を講じなければならない。

- 4 前3項の規定により講ずべき措置の基準は、別に作成する。

(作業環境測定)

第22条 事業所長等は、当該事業所等における有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場

で、関係法令等で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録し、及び評価しなければならない。

(巡視)

第23条 安全衛生管理者及び安全衛生主任者は、当該部門等又は部室等の作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険又は健康障害のおそれがあるときは、その危険又は健康障害を防止するために必要な措置を直ちに講じなければならない。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回当該事業所等の作業場等を巡視し、設備、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、役職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 産業医は、少なくとも毎月1回当該事業所等の作業場等を巡視し、衛生状態、作業方法等に有害のおそれがあるときは、直ちに、役職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(異常時の措置)

第24条 事故若しくは災害の発生又は発生するおそれのある事態を発見した者は、適切な措置を執るとともに、事故若しくは災害の発生した、又は発生するおそれのある事業所等の事業所長等、部門等の基幹安全衛生管理者、安全衛生管理者及び部室等の安全衛生主任者にその旨を速やかに報告しなければならない。

2 事業所長等、基幹安全衛生管理者、安全衛生管理者及び安全衛生主任者は、前項の報告を受けた場合は、関係者と連携し臨機の処置を実施するとともに、原因の調査と再発防止のための措置を直ちに講じなければならない。

3 事業所長等は、前項に規定する場合において、当該報告が事故、災害による死亡者、負傷者又は疾病の発生の報告であるときは、その状況に応じて関係者に命じて必要な措置を講ずるとともに、速やかに理事長に報告しなければならない。

4 事業所長等は、当該事業所等において役職員等が労働災害その他就業中又は事業所等内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、当該事業所等の所轄労働基準監督署に報告しなければならない。

第4章 教育訓練

(安全衛生教育訓練)

第25条 事業所長等は、事業所等における安全衛生の水準の向上を図るため、総括安全衛生管理者補佐、基幹安全衛生管理者、安全衛生管理者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対して、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 事業所長等は、役職員等が初めて当該事業所等に勤務する場合は、当該役職員等に対し、関係法令等で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

3 前項の規定は、役職員等の作業内容を変更した場合について準用する。

4 事業所長等は、危険又は有害な業務であって関係法令等で定めるものに役職員等をつかせるときは、関係法令等で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第5章 健康管理

(健康管理)

第26条 事業所長等は、関係法令等に定めるところにより、役職員等の健康管理を行わなければならない。

2 健康管理について必要な事項は、別に定める。

第6章 就業禁止及び制限

(就業制限)

第27条 理事長は、関係法令等に定める就業制限に係る業務には、当該法令等で定める技能講習を修了した役職員等その他資格等を有する役職員等でなければ就業させてはならない。

2 理事長は、女子及び年少者を関係法令等で定める危険有害業務につかせてはならない。

(中高年齢職員についての配慮)

第28条 理事長は、中高年齢の役職員等その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする役職員等については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。

(病者の就業禁止)

第29条 理事長は、産業医が伝染性の疾病、精神障害又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪するおそれがあると認める役職員等については、就業の禁止その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則（17規程第90号・全部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。

(北海道センター安全衛生管理規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 北海道センター安全衛生管理規則（13規則第26号）
- 二 東北センター安全衛生管理規則（13規則第27号）
- 三 つくばセンターつくば中央第一事業所安全衛生管理規則（13規則第28号）
- 四 つくばセンターつくば中央第二事業所安全衛生管理規則（13規則第29号）
- 五 つくばセンターつくば中央第三事業所安全衛生管理規則（13規則第30号）
- 六 つくばセンターつくば中央第四事業所安全衛生管理規則（13規則第31号）
- 七 つくばセンターつくば中央第五事業所安全衛生管理規則（13規則第32号）
- 八 つくばセンターつくば中央第六事業所安全衛生管理規則（13規則第33号）
- 九 つくばセンターつくば中央第七事業所安全衛生管理規則（13規則第34号）
- 十 つくばセンターつくば西事業所安全衛生管理規則（13規則第35号）
- 十一 つくばセンターつくば東事業所安全衛生管理規則（13規則第36号）
- 十二 東京本部安全衛生管理規則（13規則第37号）
- 十三 臨海副都心センター安全衛生管理規則（13規則第38号）
- 十四 中部センター安全衛生管理規則（13規則第39号）
- 十五 関西センター安全衛生管理規則（13規則第40号）
- 十六 関西センター尼崎事業所安全衛生管理規則（14規則第41号）

十七 中国センター安全衛生管理規則（13規則第42号）

十八 四国センター安全衛生管理規則（13規則第43号）

十九 九州センター安全衛生管理規則（13規則第44号）

附 則（19規程第42号・一部改正）

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（20規程第52号・一部改正）

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（22規程第71号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（22規程第124号・一部改正）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（24規程第13号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（25規程第4号・一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（25規程第30号・一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（26規程第27号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第13号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第76号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規程第114号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第49号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1

事業所等	総括安全衛生管理者
東京本部	東京本部事業所長
つくば中央第一事業所	つくば中央第一事業所事業所長
つくば中央第二事業所	つくば中央第二事業所事業所長
つくば中央第三事業所	つくば中央第三事業所事業所長
削除	削除
つくば中央第五事業所	つくば中央第五事業所事業所長
つくば中央第六事業所	つくば中央第六事業所事業所長
つくば中央第七事業所	つくば中央第七事業所事業所長
つくば西事業所	つくば西事業所事業所長
つくば東事業所	つくば東事業所事業所長
福島再生可能エネルギー研究所	福島再生可能エネルギー研究所長
柏センター	柏センター所長
臨海副都心センター	臨海副都心センター所長
北海道センター	北海道センター所長
東北センター	東北センター所長
中部センター	中部センター所長
関西センター	関西センター所長
中国センター	中国センター所長
四国センター	四国センター所長
九州センター	九州センター所長